



法令違反を見たり、聞いたら・・・
まずは相談してください。

国立大学法人山口大学

公益通報・相談窓口

総務部総務課

TEL 083 - 933 - 5004

FAX 083 - 933 - 5013

Mail tsuhou@yamaguchi-u.ac.jp

■ 通報の方法

原則、氏名及び連絡先を明らかにした上で、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会のいずれかの方法により通報して下さい。

匿名での通報も受け付けていますが、調査結果等の通知ができない、又は事実関係の調査ができない可能性があります。

※「ハラスメント」、「研究不正」、「研究費の不正使用」に関する相談・通報はそれぞれの担当窓口へお問い合わせください。

公益通報に関する各種規程やフロー図などを本学のホームページに掲載しています。詳細はホームページよりご確認ください。



山口大学 公益通報



公益通報制度のご紹介

公益通報とは？

本法人における組織又は教職員等が、法令に違反、又は違反しようとしているときに、通報することをいいます。

誰が通報・相談できる？

本法人の役員、教職員(派遣、業務委託を含みます。)、退職1年以内退職者、取引先の労働者等です。

通報者等の保護

通報者等を不利益な取り扱いから守ります！！

通報・相談者や調査に協力した方は、通報(不正通報※は除きます。)や相談、調査に協力したことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いを受けることはありません。万一、不利益が発生した場合は、回復措置を講じるとともに、不利益な取扱いをした者に対して懲戒処分等の措置を講じます。

秘密を守ります！！

通報窓口の担当者等に守秘義務を課しています。また、通報に関する秘密を漏らした者や通報者が誰かを探索する行為を行った者に対し懲戒処分等の措置を講じます。

※ 不正通報(虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正を目的とする通報)を行った者は、処分されることがあります。

どんなことを通報できる？

一定の法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報する必要があります。

例えば、次のようなことを通報できます。

- ・同僚が同窓会費を着服し、私的に流用している。
- ・上司が謝礼を受け取る見返りに、職員や学生の個人情報をも名簿業者に不正に提供している。

※ パワハラやセクハラは、基本的には公益通報に該当しませんが、暴行・脅迫や強制わいせつなどの犯罪行為に当たる場合には、公益通報に該当します。

